

## 令和3年度 第2回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和3年11月11日(木)  
午後2時から  
場所 大町市役所 東大会議室

### 【日程】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 承認事項  
(1) 第1回審議会議事録の承認について
- 5 審議事項  
(1) 大町市下水道事業経営戦略の改定について  
(2) 令和2年度収支及び経営状況について  
(3) 今後の事業計画及び収支計画の見通しについて
- 6 その他  
(1) 次回開催日について  
(2) その他
- 7 閉会

### 【出席者】

○出席委員(敬称略) 9名

松田 邦正 竹村 武人 塩入 博仁 矢口 博文 北澤 伸夫  
和田 重信 北澤 貴美子 内山 重喜 縣 亮太

○欠席委員(敬称略) 5名

松澤 大成 古川しげ子 水久保 節 山田 賢一 越野 慈夫

○事務局

松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐  
吉原下水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐  
倉科経営係主査 松澤経営係主事

## 《開会 午後2時》

### 1 開会

課 長：それでは皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ご案内のお時間となりましたので、審議会を始めさせていただきます。

それでは只今より、令和3年度第2回大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。しばらくの間、進行を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗と申します。よろしく願いいたします。

それでは2番の会長挨拶ということで、松田会長よろしく願いいたします。

### 2 会長あいさつ

会 長：はい、皆さんこんにちは。皆様それぞれお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。秋もだいぶ深まってまいりまして、雪もそこまでやってきております。今年は雪が多いのか、あるいは少ないのか、皆、戦々恐々としている今日この頃ですが、雪の多い少ないというのは、この地域では人それぞれ思惑が違っております。そんな中で多くてもいけないし、少なくてもいけないし、中くらいがいいのかという気がしております。

本日は、大町市の下水道事業の経営戦略の改定について、2番目としまして令和2年度の収支及び経営状況について、3番目に今後の事業計画及び収支計画の見通しについて、この三点について審議してまいりますので、よろしく願いいたします。

### 3 新委員の紹介

課 長：会長ありがとうございました。

それでは次第の3に移り、新委員の紹介ということで、この度、お一人の委員の方が変更になりましたので、私の方から紹介をさせていただきます。お手元の委員の名簿を合わせてご覧いただきたいと思います。大町市女性団体連絡協議会から選出されております北澤貴美子様、新たに委員としてこれから一緒にやらせていただきますので、よろしく願いいたします。あわせて本日欠席の連絡をいただいている委員の皆様がいらっしゃいますので、ご報告をいたします。最初に常盤地区連合自治会、上一住宅選出の古川委員、続いて平地区連合自治会選出の松澤委員、次に税理士会選出の山田委員、最後に中部電力選出の越野委員、以上の4名の方から欠席の連絡をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは続いて進めさせていただきます。次第の4番、承認事項になりますが、承認事項ということで、第1回目に開催しております会議録につきまして、承認のことについて、お願いしたいと思います。

#### 4 承認事項

##### (1) 第1回審議会議事録の承認について

事務局：それではよろしくお願ひいたします。

9月30日に開催されました、第1回審議会の議事録の承認について、議事録につきましては10月28日付で議事録を、第1回審議会に出席された委員の皆様へ送付させていただいております。議事録につきましては、皆様から特段の加筆修正等のご依頼はございませんでした。それ以外に加筆修正等ございましたら、この場でご発言いただけたらと思います。以上です。

(発言なし)

課長：よろしいでしょうか。特にないということで、進めさせていただきます。

それでは次に進んでまいります。次第の5番、審議事項に入るわけなのですが、一部修正等がございますので、事務局の方から2点についてご報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、お手元にお配りしております資料について訂正がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。(2)下水道使用料の過去の答申経過という棒グラフのある、1枚紙になっております。こちらについては9月30日の第1回目の審議会でお示ししておりますが、過去の答申経過のちょうど真ん中のところですが、平成24年度、改定率が4%と示してありますが、正解は4.6%ということで、申し訳ございません、訂正をさせていただきます。続きまして2点目として、第1回目でご審議いただいた中で、D委員さんの方からご質問がございました、大町市浄水センターの能力に対する現在の余力はどうか、ということのご質問に対しまして、保留をしておりましたので、事務局よりご説明を申し上げます。

下水道施設係長：それではご説明させていただきます。

前回の会議におきまして質問がありました、大町市浄水センターの処理能力についてですが、大町市浄水センターの最新の全体計画で、処理能力は1日あたり7,200<sup>m</sup>³となっております。ちなみに令和2年度における流入量は日平均で、1日あたり3,705<sup>m</sup>³となります。そのため、平均では51.4%の稼働状況となります。しかし、7月、9月の大雨の際には多い日で4,988<sup>m</sup>³、一日あたり入る日も記録しております。そうしますと、計算しますと69.2%の稼働状況となります。ですので、おおよそ全体を通してみますと7割の稼働をしており、若干の余裕を持つ状況となっております。以上となります。

課長：以上の2点について報告させていただきましたが、これについて何かご意見等ございますか。

(発言なし)

よろしいでしょうか。また後ほど会議の中で何かあれば、ご質問等いただけ

ればと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

先ほど会長のご挨拶でもありました本日の審議事項とありますが、前回については9月30日に第1回目を開催いたしまして、審議事項といたしましては大きく3つございました。1つ目は大町市の下水道使用料について、ということで、市の下水道の料金体系や過去の答申結果、それから使用料の推移等についてでございます。2つ目につきましては、下水道使用料算定の考え方ということで、国土交通省の考え方をベースにご説明をさせていただきました。3つ目は大町市の下水道処理区ということで、市の下水道事業については、農業集落、それから公共下水等々パンフレットを用いましてご説明をしたところでございます。そういったことを踏まえまして、この後具体的な審議事項に入りますが、この後の審議については会長の方から進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 5 審議事項

会 長：それでは、早速審議に入りたいと思います。

まず審議事項（1）ですね。大町市下水道事業経営戦略の改定について、これについては、審議資料1の1章と2章を続けてご説明をいたしますので、その後ご質問のある方はお受けいたしますのでよろしくをお願いいたします。それではお願いします。

### （1）大町市下水道事業経営戦略の改定について

経営係長：まず経営戦略について説明させていただきます。経営戦略とは、企業や事業において将来あるべき姿と、それを実現させるための中長期的な行動方針を言います。その中心となるのが投資・財政計画になりまして、施設や設備に対する投資の見通しを試算した計画と、その財源の見通しを試算した計画、あと投資以外の経費も含めたうえで、収入と支出が均衡となるように調整した収支計画となります。策定後もそれらの投資・財政計画を、毎年度進捗管理や計画と実績の検証や、その結果を踏まえて定期的に見直しを行うこととされていることから、当市の下水道事業においても平成28年度に経営戦略を策定しましたが、本年度見直しを行い、改定を行うこととしました。

それでは資料の方をよろしくをお願いいたします。目次になりますが、第1章下水道経営戦略策定の目的、第2章 公共下水道事業編、第3章 農業集落排水事業編、最後に第4章 経営戦略の事後検証等ということで構成されております。巻末には参考資料ということで経営比較分析表を掲載しております。それでは、第1章と第2章につきまして、ご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1章 下水道経営戦略策定の目的、1.1 経営戦略とは。経営戦略は、下水道事業のような公営企業が将来における経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的な経営の基本計画として位置付けています。公営企業が将来にわたって安定的に住民サービスを提供し続けるこ

とが可能となるよう、総務省は全国の公営企業に対し、平成28年1月に経営戦略の策定推進についてということで、これを発出し、地方公共団体に対して経営戦略ガイドライン、また「経営戦略」を、令和2年度末までに策定することを要請しました。当市においては、平成29年3月に10年間を計画とする下水道事業経営戦略を策定しましたが、策定から5年経過し、また人口減少等により有収水量が大幅に増加することが見込めないことや、水洗化率が低いこと、さらには公共下水道事業においては令和2年度に「ストックマネジメント全体計画」を策定し、令和3年度以降に、処理場施設にある機械・設備等の劣化予測等の詳細な調査を実施することなどから、今後の更新計画や使用料収入、維持管理費等の収支予測を見積もることで、将来においても安定した経営を継続させていくための運営方針を示していくことが、今回改定する経営戦略の主たる目的です。なお、ガイドラインに示されておりますが、経営戦略は会計ごとに作成することを基本としていることから、当市の下水道事業は、まず公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を「大町市公共下水道事業会計」とし、農業集落排水事業と小規模集合排水処理事業を「農業集落排水事業会計」として、2つの会計で経理を行っていることから「公共下水道事業編」「農業集落排水事業編」を別々に作成しています。経営戦略の策定後は、毎年度進捗管理を行い、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、この経営戦略を下水道事業の経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置づけるものとします。

続いて、1.2 投資・財政計画（収支計画）。投資・財政計画は、経営戦略の中心となる収支計画です。この投資・財政計画は、施設・設備に関する投資の見通しである「投資試算」と、それに対応する財源の見通しである「財源試算」を主な構成要素としています。これに維持管理費等の投資以外の経費も含めた上で、将来にわたり収入と支出が均衡するように調整し、作成することとされています。

1.3 経営戦略の計画期間。今回の改正にあたり経営戦略の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。これは、総務省から10年以上の計画を策定することが求められていることを前提としつつ、長期的な見通しには不確実性、例えば国の制度変更、物価の変動、当市の財政状況の変動等を伴うことを勘案しました。

3ページをお願いします、第2章 公共下水道事業編、2.1 下水道事業の概要。大町市は信濃川水系の最上流部に位置し、北アルプスなどを源とする清浄で豊富な水資源は、古くから人々の生活に大きく関わり、地域産業の発展に寄与してきました。しかし、生活の向上と産業の進展とともに、河川や湖などの公共用水域の水質汚濁の悪化を招いてしまいました。このようなことから水環境の向上や、公共用水域の水質保全に貢献する下水道施設の整備が待ち望まれていました。平成元年に市内全域、平成18年に合併した旧八坂村、美麻村を除くを対象とし、下水道整備を計画的かつ効率的に進めていくための指針として、「大町市下水道整備構想エリアマップ」を作成し、この構想に基づき下水

道整備に着手しました。その後、整備区域の見直しを経て、現在の区域となっています。なお、主な管きょ整備工事は平成22年度までに概成しており、現在は宅地造成に伴う管きょ整備や、公共ます設置工事を実施しています。また、下水道事業の区域外は、合併処理浄化槽による個別処理区域として、汚水処理に取り組んでいます。①基礎情報。当市の下水道事業には処理区によって、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に分けられます。どちらも地方公営企業法の適用は平成26年4月1日から適用となっております。供用開始年度などは表のとおりでございます。②組織体制。令和3年度現在、建設水道部上下水道課において下水道事業のほかに、水道事業、温泉事業、合併処理浄化槽設置推進事業等の業務を行っています。③民間等の活用、資産活用の状況。処理場とマンホールポンプ場の運転管理業務を、公益財団法人長野県下水道公社へ、包括的民間委託により行っています。長野県内に所在する多くの処理場が、運転管理を委託していることから、スケールメリットを活用し、経費の低減や技術、創意工夫が活かされています。また、処理場から排出された下水道汚泥の処理については、民間企業への外部委託により、セメント原料と肥料に活用されています。5ページをご覧ください。④雨水対策事業について。当市の中心市街地に降った雨水は、雨水対策事業として、昭和30年代から整備が進められ、平成元年度には公共下水道基本計画において、雨水計画として位置づけられています。この計画では、汚水の処理区域である大町処理区を対象に、雨水計画として策定されております。近年発生している局地的集中豪雨等により、既存の雨水管きょ施設の排除能力を大きく上回る降雨が発生し、中心市街地において溢水被害が起きているため、溢水防止対策とするバイパス管路の整備や、老朽化施設の更新・長寿命化対策などを目的とした「大町市雨水整備基本計画」を策定し、平成25年度に都市計画法の編入手続きを経て、平成27年から令和元年にかけて、バイパス管路となる1号町川分水幹線を整備しました。このバイパス管路により、中心市街地の上流部において、強制的に雨水の一部を農具川へ排除されるため、下流域での水路の溢水や、浸水被害が軽減されることが期待されます。ここには載っておりませんが、追加として、雨水対策事業は、国においても令和元年に発生した台風19号のような被害の水害発生を踏まえて、流域全体で水害に強い地域を作る、流域治水への転換を図ることといたしまして、長野県においても、今年2月に長野県流域計画を策定しました。今年度令和3年度から5ヵ年にかけて重点的に取り組むこととなりました。当市においても、まちなかの洪水のリスクを軽減する雨水対策事業は、今後、さらに重要な取り組みとして推進していく必要があるため、この国や県の活動もここに追加したいと思っておりますので、また、次回の時には追加させていただきます。

6ページをお願いいたします。2.2下水道使用料の状況ですが、こちらは前回の審議会でご説明しましたので省略させていただきます。

8ページをご覧ください。2.3公共下水道事業の経営状況の把握、当市の公共下水道事業の過去5年間の経営指標等となります。なお、表やグラフにある

「公共」は公共下水道、「特環」は特定環境保全公共下水道を表しています。また、全国の下水道事業との比較は、公共下水道や特定環境保全公共下水道等、細分化されているため、参考資料として総務省が毎年度作成する、経営比較分析表を添付します。①水洗化人口。こちらは下水道を使用している人口です。グラフと表のとおりとなりますが、人口は減少しておりますが、新たに下水道に接続する方がいらっしゃるため、ほぼ横ばいですが、令和2年度は平成28年度と比較して2.6%減少しており、人口減少のペースが若干上回っていると考察します。9ページをお願いします。続いて②水洗化率になります。下水道が使える区域内で下水道を使用している人口の割合を示したものです。令和元年度に74.3%まで数値が伸びましたが、下水道を使用している人口が減少したことにより、令和2年度は若干下がりました。水洗化人口や水洗化率が伸び悩んでいる要因として、高齢者世帯や経済的な理由、既に浄化槽を設置して生活に支障がない等が挙げられます。続いて③有収水量です。こちらは下水道使用料算定の基礎となる水量です。前年度と比較して、約1.0%から0.8%減少していましたが、令和2年度は前年度と比較して3.4%増加しました。要因として、大規模宿泊施設の開業や新型コロナウイルス感染症対策による外出機会の減少と分析しています。続いて④経常収支比率です。こちらの比率は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。企業の経常的な活動における収益性を表し、単年度収支が黒字である100%以上が求められます。グラフの通り過去5年間を通して100%以上ですが、一般会計からの繰入金によって100%以上を保っている状況です。続いて⑤累積欠損金比率です。こちらは営業活動によって生じた損失で、複数年度にわたって累積欠損金という累積した損失が、営業収益に対してどの程度あるか示す指標で、累積欠損金なしである0%が求められます。大町市については0%を維持しております。11ページをご覧ください。⑥汚水処理原価です。こちらは公費負担分を除く、有収水量1㎡あたりの汚水処理費用を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体と比較して、当該事業が置かれている状況を把握できます。なお、特環が低額なのは、松川村と共同で処理をしているためです。また、過去5年間の平均は147.3円です。続いて⑦経費回収率です。汚水処理にかかる経費が、使用料でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料水準等の評価に用います。100%以上であることが求められます。当市公共下水道事業では、過去5年間を通して100%を超えています。続きまして12ページをお願いします。⑧経営の健全性と効率性について。これまでの指標を見る限りでは健全な経営を行っているように見えますが、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況です。また、水洗化率が70%前半を推移しており、下水道に接続していない建物が多い状況です。続いて⑨老朽化の状況について。公共下水道事業は供用開始後25年が経過しています。汚水管きよの耐用年数は50年とされており、直ちに布設替えをしなければならない状況ではありませんが、処理場やマンホールポンプ場の機械設備は、10年から20年

程度とされています。大町浄水センターでは、平成24年度から平成29年度に耐震改修工事を実施するとともに、劣化の著しい機械設備について改修工事を実施しています。また松川浄水苑においても、令和元年度までに大町浄水センターと同様の工事を実施しています。⑩これからの課題と取り組むべき方向性について。主な污水管きよ工事はすべて終わっており、新規投資が一段落しています。今後は、処理場の機械設備等の更新や、宅地造成に伴う管きよ整備、公共ます設置工事が主な投資となりますが、下水道使用料の大きな増収には結び付きません。この更新投資について中長期の更新計画を立てる必要があります。また、水洗化率を向上させることも収支改善に重要な視点となります。

13ページをお願いします。2.4公共下水道事業の今後の事業環境になります。前項では実際の数値を示しましたが、ここからは予測値となります。①水洗化人口の予測。過去5年間の平均増減率は公共で0.7%、特環で0.6%ずつ毎年減少しています。市全体の行政人口は過去5年間の平均で1.5%減少していますが、それよりも減少率が抑えられています。これは、新たに下水道へ接続する人がいるためです。続いて②水洗化率の予測。水洗化人口は減少傾向にあると予測しますが、すでに主な管きよ整備が完了しており、下水道が使える区域内で、下水道に接続する人が少しずつ増えると予測しております。③有収水量の予測。有収水量は人口減少と水洗トイレ等の節水型機器普及により、減少傾向が続くと予測します。ただし、特環は新規工場進出等により微増すると予測します。続きまして④施設の見通しになります。大町浄水センターに流入している大町処理区と仁科三湖処理区については、令和2年度に「ストックマネジメント全体計画」を策定しました。污水管きよやマンホールポンプ場、処理場の耐用年数や劣化の状況等を俯瞰した計画としています。污水管きよについては、コンクリート製や塩ビ製、陶製品等の管種により整備され、一般的な耐用年数が50年とされる中、既に25年を経過した管があります。下水道の整備については、自然流下方式を基本としておりますが、土地の形状によりポンプによる整備を行う場合もあり、ポンプ場の吐出口に設置されたマンホール等では硫化水素が発生し、著しく腐食している箇所もあります。また処理場については、平成2年に建設着手し、平成9年の供用開始以降運用を行う中で、定期的な改築や修繕工事を行い、平成25年から30年にかけては処理場の各施設の診断を行い、耐震工事や長寿命化対策工事を実施しております。これまでの下水道施設の改築については「下水道長寿命化支援制度」に基づき、長寿命化計画を策定し、下水道施設の点検・調査を行い、予防的な管理と長寿命化を含む計画的な改築を行ってきました。今後については、平成27年11月施行の下水道法の改正により、国土交通省において維持修繕基準が定められたことを踏まえ、中長期的に施設の状態を予測しながら維持管理目標を定め、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していくこととします。ストックマネジメント全体計画に基づく優先順位を基本として、大町浄水センターにおいては令和3年度から詳細内容の策定を行っており、今後は計画的な更新工事を進め、持続的な機能確保や、ライフサイクルコストの低減を図ります。また常盤処理

区については、松川浄水苑を処理場としていることから、松川村が事業主体となり、今後、ストックマネジメント全体計画の策定を予定しております。平成27年度に策定した、大町市「水循環・資源循環のみち2015」構想において、施設の統合や自治体間での汚泥集約処理について示されており、今後、農業集落排水と公共下水道の処理施設統合や、広域的な汚泥集約処理についても協議し検討していきます。雨水排水対策に関しては、農業や生活用水として使用するために堰上げしている旭町水門については、流下を阻害する施設の一面もあり、撤去を検討し、また、老朽化する雨水幹線については、中心市街地でのまちづくり構想への対応等を考慮しながら、ストックマネジメント全体計画の手法を用いた計画を進め、浸水被害の軽減に向けた更新計画を進めます。続いて⑤収入の見通しになります。まずⅠ下水道使用料収入ですが、人口減少に伴う有収水量の減少により、減収すると見込まれます。しかし常盤処理区においては企業の進出等もあり、若干ではありますが、増える傾向にあります。ただし、人口減少のスピードが今まで以上に進めば、有収水量の減少は予測を上回る可能性があります。下水道使用料の改定については、3年ごとに開催する「大町市上下水道事業経営審議会」に諮問し、答申内容によって改定することとなります。次に、Ⅱ一般会計繰入金（他会計補助金）ですが、税収や地方交付税等の一般会計の歳入は、人口減少等により一層厳しさが増すと予想され、特に公共下水道事業、農業集落排水事業は一般会計からの多額な繰入金を繰り入れ運営しております。過去に借り入れた企業債の残高は、公共下水道事業全体で約79億3,200万円（令和2年度末）あります。令和2年度から令和4年度にかけて償還のピークを迎えており、毎年約8億2千万円の元利償還金を支出しています。償還の財源は下水道使用料ですが、使用料だけでは不足するため、一般会計繰入金も貴重な財源となります。今後も財政部局と連携し、国が示す考えに基づく繰り入れ（繰入基準）を行いながら事業運営を行います。説明は以上になります。

会 長：はい、ただいま審議資料1の1章と2章を続けて説明していただきました。これについて皆様からご質問をお受けいたします。

A 委員：10ページのところの経営収支比率のところですが、4行目のところに一般会計からの繰入金によって100%以上を保っている状況ですとあるのですが、どの程度のパーセンテージで言うと、どれくらい繰入をしているのですか。

課 長：ただいまのご質問ですが、率については調べさせていただきます。一般会計からの繰入金については、下水道事業については先ほど冒頭でお話した、公共用水域の環境改善など受益者以外にも関わる施策が講じておりますことから、国の交付税措置というものがあるので、そういったものを参考に一般会計からの繰入金をいただいているというのが、水道事業と違うところです。下水

道を使っていらっしゃる受益者負担が原則ですが、公共用水域の環境改善といった、周辺の環境改善に資する経費をいただくというものも入っているということでございます。

事務局：先ほどパーセンテージのお話ございましたけれども、これにつきましては、後ほどご説明いたします、審議資料2の農具川の芝桜の写真が載っております資料、その4ページをご覧ください。収益的収入でいけば、今までについては、令和2年度については46.2%の割合で占めている状況です。以上でございます。

会長：よろしいですか。

B委員：11ページの汚水処理原価の関係で教えてもらいたいのですが、グラフがありまして、公共と特環の差が分かるのですが、まず一つは特環ということは、常盤地区の処理場と見ればいいと思うのですが、松川村と共同でやっているという説明は以前もあったのですが、費用を大町市と松川で折半しているという考え方でいいのですか。

課長：はい、それでは私からお答えします。

今、B委員さんのお話の通り、松川村と費用割をもって負担をしていることから安くなっております。処理場の整備や管きよを整備する費用を、それぞれ大町と松川と負担割合をもって整備を行っています。維持管理についても同様です。ちなみに松川が57%、大町が43%というような割合となっております。以上です。

B委員：はい、ありがとうございました。

会長：はい、ほかに何かご質問ありますか。

C委員：下水道の使用を伸ばそうとしていますよね。入っていないお宅もあるということで、それは実際にはどういう方法でやっているのですか。今、入っていないというところは、先ほどご説明あった通りご事情があるということで、なかなかできないこともあるでしょうけれども。それはどのような対策をしているのですか。

課長：はい、接続率の促進というお話だと思います。施設稼働率を上げるためにはより多くの方に使っていただかなければならないということになります。現在、接続促進のやり方については、職員が未接続の方のお宅を訪問して、接続の促進を行っております。ただ接続してくださいと言っているだけではなく、市の建設課で行っております、住宅リフォーム制度というものがございまして、そ

ういった補助制度を活用しての接続を促しているほか、どうして接続ができないのかの聞き取りをするなど、併せて行っております。やはり、高齢世帯が増えているとか、例えば息子さんたちが市内を出てしまって、接続する費用を捻出することが難しいですとか、そういった金銭的なものが未接続の理由の比率を占めております。しかしながら、できるだけ接続に向けたPRと促進を、促しながら行っているところでございます。それからもう一つ、コロナの関係がありまして、昨年、令和2年度については、お宅を訪問するのはコロナ対策のうえで好ましくないということで、アンケートをそれぞれ接続されていない方々にお配りして、接続の促進と合わせて、なぜできないかというアンケートを取っている、そういった取り組みをしているところでございます。以上です。

C委員：今のアンケートの結果を、あとで教えていただければと思います。

お客様係長：アンケートにつきましては昨年度、地区は、社と平地区において行いました。約206名の方にアンケートを送り、114名の方から回答をいただきました。「すでに浄化槽にしてあり、喫緊の課題として下水道につなぐ必要がない」、それから「年金暮らしのため費用を捻出できない」といった回答となり、費用的な面や、高齢世帯で後継ぎがないため、「今さら下水道整備しても自分の残り少ない人生で、家を引き継ぐ方がいらっしやらないという中でなかなかできない」、という意見が多数でございました。

C委員：個々で浄化槽をお持ちの方は、下水道につなぐということはかなり抵抗があると思うのですが、その辺はどのような対策をしていますか。

お客様係長：はい、先ほどの建設課のリフォーム補助金です。要は浄化槽から下水に切り替えた場合に補助金がございます。浄化槽も水洗化の一旦を担っているのですが、それを活用していただいて、さらにきれいな住宅環境ということで下水道に接続していただいってもらうようにご案内はさせてもらっていますが、お願いする立場であって強制できないものですから、そこは難しいところでございます。

C委員：はい、ありがとうございました。

会 長：ほかに何か質問ございますか。

B委員：もう1点教えてください。雨水の関係で、大町浄水センターには雨水も入っていると思うのですが、農具川への排水をしているということはオーバーフローしたものを農具川へ入れるという理解なのか、すべて浄水センターを通さなくてはいけないのか、それはどのような根拠があるのですか。

下水道施設係長：はい、大町に行っております下水の処理方式につきましては、前回でご説明しましたとおり、分流式という方式をとっており、雨水については処理場へは全く入っていないという前提となっております。ただし、マンホールの蓋の隙間などから大雨の時には若干入ってしまうということをございまして、先ほど処理水の話をした際に、雨の日は多くなるという表現をいたしました。事業上、汚水事業と雨水事業というのは、今の都市計画法の中でセットになっており、同時に進めております。雨水管きょにつきましては、市街地本通りの歩道の下に町川1号、町川2号という雨水管きょがございます。それが駅前を通り、養老の滝の前を通り、鉄道を横断して、相模組の裏を通って、農具川へ放流されております。オーバーフローしたものという話が出ましたが、そうではなく、雨水管きょ＝水路という表現になります。水路に流れている雨水を農具川に流しているということになります。よろしくお願ひいたします。

会 長：はい、大雨の時にどうしても下水道の汚水が増えるというのは蓋のところから浸み込んでいくということなのですね。

下水道施設係長：主は蓋となります。この他としては、目に見えないところではございますが、管きょの隙間があるところも原因として挙げられます。そのようなところもあるために雨の日は多くなります。管きょ等は、袋ナットというもので水が入りにくくなっておりますが、細かい隙間から流入してしまうことがあります。あと地下水が管の隙間から入ることもありますので、いろいろな原因がございまして、どうしても雨の日には水が多くなるような傾向があります。

会 長：はい、わかりました。ほかに何かございますか。  
(特になし)

それでは第1章と2章はよろしいですか。続いて3章と、4章の説明をお願いいたします。

## (2) 令和2年度の収支及び経営状況について

経営係長：それでは37ページをお開きください。先ほどの7ページから36ページについては後ほどご説明いたしますので、37ページをお願いします。

続きまして、第3章 農業集落排水事業編、3.1 農業集落排水事業の概要です。農業集落排水事業は処理区によって農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業に分けられます。農山村地域の生活環境の改善や、公共用水域の水質保全に貢献することを目的に、平成初頭に整備されました。下表のとおりになりますが、農業集落排水事業は、社南部、切久保、野平及び舟場の4つの処理区に分かれています。また、小規模集合排水処理事業は、小規模の野平南及び明野の2つの処理区に分かれています。供用開始年度等は表のとおりとなります。38ページになります。民間等の活用、資産活用の状況。公共下水道事業と同様に、処理場及びマンホールポンプ場の運転管理業務を、公益財団法人長野県

下水道公社へ、包括的民間委託により行っています。また、処理場から排出される汚泥処理については浄化槽法が適用になることから、当市のし尿処理場、クリーンプラントにて処理をしています。続いて下水道使用料について。農業集落排水事業における下水道使用料は、公共下水道事業と同一の料金体系となっております。

39ページをお願いします。3.2 農業集落排水事業の経営状況の把握。こちら先ほどの公共下水道事業編と同様の内容になりますが、過去5年間の経営指標等となります。水洗化人口になりますが、こちらの表のとおりとなります。新たに接続する建物は年間3～6件程度で、やはり人口減少が進んでいることが分かります。続いて水洗化率です。こちら表とグラフのとおりとなりますが、小規模集合排水処理事業においては、対象世帯すべてが下水道に接続しており100%となっております。続いて有収水量です。昨年は2.8%増加しましたが、こちら公共下水道と一緒に、新型コロナウイルス感染症対策による外出機会の減少と分析しています。41ページをお願いします。こちらの上の表は経常収支比率になりますが、平成30年度のところでV字の形となっておりますが、こちらは一般会計からの繰入金がこの年は若干減少したためこのようなグラフとなっております。続いて累積欠損金比率は、累積欠損金がないため数値はありません。続いて42ページ汚水処理原価です。事業規模が小さいため、例年にはない修繕があった年は、汚水処理原価が高くなる傾向にあります。令和元年度は小規模集合排水処理事業明野処理場で修繕を実施したこと、また、令和2年度に農業集落排水事業で国道19号のマンホール蓋取替工事を実施したため、高くなっています。続いて経費回収率です。今後、老朽化が進み修繕が増えることで、経費回収率が減少していくことが懸念されます。43ページをお願いします。経営の健全性と効率性についてです。公共下水道事業と同様に、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況です。しかし、下水道使用料は事業会計別に値上げすることは避けるべきとの考えから公共下水道事業と同一の料金体系とし、不足分を一般会計から基準外の繰入れをしている状況です。続いて、老朽化の状況についてです。農業集落排水事業は、供用開始後20年から25年経過しています。汚水管きょは耐用年数に達していませんが、処理場については平成26年度から平成28年度にかけて施設の機能診断等を実施しており、その中で処理槽の劣化が著しい切久保処理場について、令和2年度に機能強化対策工事を実施しました。また、他の施設については、処理槽の材質がFRP、繊維強化プラスチックであることや、機械設備等で大規模修繕の必要な箇所がないため、日常点検をしながら運用していくこととしています。これからの課題と取り組むべき方向性について。主な汚水管きょ工事はすべて終わっておりますので、新規投資は一段落しています。今後は施設の維持管理を行っていくこととなりますので、処理場を中心に老朽化による修繕が増加することが予想されます。

続いて44ページ、3.3 農業集落排水事業の今後の事業環境です。こちらについても公共下水道事業編と同様で、予測値となります。やはり人口減少も

ありますので、水洗化人口の予測も令和13年度には令和2年度と比べ243人減少すると予測します。水洗化率の予測も当初計画戸数を定めて整備した事業であるため、水洗化率の大きな増加は見込まれません。続いて45ページです。有収水量の予測です。有収水量は、人口減少と水洗トイレ等の節水型機器普及により減少傾向が続くと予測します。続いて施設の見通しです。農業集落排水事業の5つある処理場のうち切久保処理場は、令和2年度に機能強化対策工事を実施し、他の施設については大規模改修を実施することは予定していません。今後も適切な維持管理を行い、汚水処理を行うこととします。管きよについては、社南部処理区で汚水以外の不明水が流入しています。今後、場所の特定を行うとともに、改修方法について検討しています。施設の広域化・共同化については、八坂地区に点在する4つの処理場は山間地にあり、隣接する処理場との距離が離れているため、地理的条件から統廃合は非常に厳しい状況ですが、社南部処理区も含め、施設の広域化や共同化について今後検討していきます。続いて46ページです。収入の見通しになりますが、下水道使用料収入は、水洗化人口を予測で示したとおり、令和13年度は547人まで減少すると予測されることから、有収水量の減少により、下水道使用料は減収すると見込まれます。農業集落排水事業の区域内では、企業の新規進出等が見込まれないこと、また、料金水準を公共下水道事業と同一水準としているため、使用料収入の減少は経営に相当な影響を及ぼしかねません。続いて一般会計繰入金です。農業集落排水事業における過去に借り入れた企業債の残高は、令和2年度末で約4億100万円になります。令和元年度から令和3年度にかけて、毎年約7,800万円の元利償還金を支出しています。その後は減少していく見込みです。返済の財源は、下水道使用料と一般会計繰入金ですが、下水道使用料では不足するため、一般会計繰入金も貴重な財源となります。また維持管理費についても、国が示す基準に基づかない繰り入れ（基準外繰入）を、毎年1,500万円前後繰り入れていきます。今後は、企業債償還は減少していきますが、年数の経過とともに修繕が増える可能性があり、維持管理費不足分の繰入金が 증가することが予想されます。

続いて、4章の説明をさせていただきます。63ページをお開きください。ここではこれまでご説明してまいりました、公共、農業の事業の全体における経営戦略の検証等になります。投資・財政計画（収支計画）は、事業の進捗状況によって大きく変動することが想定され、さらには、今後の人口減少による有収水量の減少によっては、下水道使用料収入が予測した数値より大きく落ち込む可能性があります。加えて、国の補助制度の変更や、一般会計の財政状況によっても左右される可能性もあります。そのため、毎年度進捗管理を行い、今後の事業運営に大きな影響を及ぼす場合には、計画期間の途中であっても経営戦略の見直しを行うこととします。公共下水道事業のうち、大町処理区と仁科三湖処理区については、令和2年度にストックマネジメント全体計画を策定し、今後施設改修を行います。また、常盤処理区についても令和4年度以降、ストックマネジメント計画を策定したうえで、施設改修に着手します。農業集

落排水事業は、大規模改修が必要な処理場はありませんが、社南部処理区の不明水の改善が必要です。工法等の検討を行い、改修に着手することとなりますが、対策工法の検討や改修箇所の絞り込みに時間を要しているため、改修工程や改修金額の算出が出来次第、投資・財政計画を見直します。信濃川水系の最上流部に暮らす私たちは、使った水を再びきれいな姿にして下流に流す責務があります。そのためには、安定的な下水道の処理と、持続可能な下水道事業の経営となるよう努めてまいります。

なお、この後委員の皆さんから頂いたご意見をまとめまして、次回第3回目の審議会において、こちらの修正した経営戦略をお示しして、そのあと市民の皆さんからパブリックコメントを募集する予定であります。それらを踏まえて、第4回の審議会で最終案をお示しして改定する予定であります。説明は以上です。

会 長：はい、ありがとうございます。ただいま3章と4章を説明していただきました。これについて何か質問ございますか。

D委員：先ほどの公共下水道の対象地域もそうだと思うのですが、今後、有収水量が減少していくとなると、管きよの当初の設定と異なる水量になるかもしれませんが、その時は勾配不足で詰まるとか、あるいは詰まり等の問題が発生する懸念があるから、次の更新の時には勾配をきつくしないといけないとか、その地域が広く発生するとか、そういう懸念はないのでしょうか。

課 長：ただいまのご質問、今後の流入量の減少によって流れる管の勾配、太さ、そういったものが影響あるのか、ということだと思います。公共下水の管路については国の設計指針に基づいて管の勾配、管の太さを決めていて、指針に基づいて今まで整備してまいりました。大町の管きよ整備については、最小 150mm、大きな所では800mmという所もあります。今の最小の150mmにおいても、流速3m/秒というようなルールに沿ってやっていますので、今後少なくなっても影響はないという、いわゆる最低ラインの基準を用いて作り上げておりますから、そういった問題は発生しないということで考えております。

会 長：はい、よろしいですか。

D委員：はい。

会 長：ほかに何かございますか。

課 長：事務局からですが、先ほど説明しました通り、この戦略については委員の皆さんからも、もしこういったことを加筆したほうがいいのかご意見等があれ

ば、それを反映させていただき、その後、市民の皆さんへのパブリックコメントの予定をしており、そのようなスケジュールになるかと思っております。以上です。

会長：はい、それではただいまの3章と4章はこれにて質問を打ち切って、次、本日の審議予定の(2)令和2年度の収支及び経営状況について、審議資料2をもって説明をお願い致します。

## (2) 令和2年度収支及び経営状況について

経営係長：それでは、審議資料2を用いてご説明をさせていただきます。令和2年度大町市下水道事業の収支及び経営状況について、お願いいたします。こちらの資料につきましては、昨年度の水道事業における審議会で使用した資料と同様の形となります。それを下水道事業に置き換えて作成しましたので、皆さん、見慣れているような形となっていると思いますので、一緒によろしくお願ひいたします。

それでは1ページ目になります。公営企業会計とはになります。大町市上下水道事業は「大町市水道事業等の設置に関する条例」に基づき、生活環境の向上と、公共用水域の水質保全のために設置された事業です。事業を行うために大町市などの地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」と呼びます。会計方式は通常の官公庁会計である一般会計とは異なる「公営企業会計」を導入しています。地方公営企業について定めている地方公営企業法には、以下のような条文があります。第三条、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。続きまして企業の経済性と公共の福祉の関係は？下の図にありますように、企業の経済性を発揮し、下水道事業の健全な経営体質を維持することにより、より良い市民サービスの提供につながるという関係になります。では2ページ目をお願いします。企業会計のメリットは？ということで、企業会計は財政状態について、1年間の現金の出入りだけでなく「資産」や「負債」等、現金の出入りを伴わないものも含めて管理します。そのため、一般会計より分かりやすく、財政状態を把握できるようになることから透明性の高い情報公開が可能になります。2番になります。公営企業会計の決算は、1年間に入ってきたお金（収入）と出ていったお金（支出）をまとめて、市民の皆様へ報告します。令和2年度決算はどうだったの？ということで、大町市公共下水道事業会計の決算は、日々の経済活動に必要なお金を意味する収益的収支においては、約13億6,800万円（税抜）の収益に対し、約10億3,400万円（税抜）の費用が掛かりました。差し引いた、当年度純利益は約3億3,400万円になりました。一方、下水道施設の建設・改良を行ったり、借金を返済したりするためのお金、資本的収支は、財源として約3億5,800万円の収入に対して約7億5,700万円の支出があり、収支の不足額については貯金等（減債積立金）を取り崩すなどして補いました（補てん財源）。3ペー

ジ目になります、公営企業会計の予算についてです。公営企業会計は、予算の構成上「収益的収支」と「資本的収支」の二本立てとなっています。収益的収支は、現在のために使うお金であり、資本的収支は、将来のために使うお金であります。そこで現在のために使うお金ということで、収益的収支は下水道施設を動かして汚水を処理することは、現在の人々のために行っていることであり、それに伴う維持管理費や、1年間の施設の使用分である減価償却費は、収益的収支に分類されます。また、現在下水道を使用している皆様からいただいている下水道使用料収入も、収益的収支であります。将来のために使うお金ということで、資本的収支ですが、「将来」というのは、一年後二年後のすぐ先から、子供や孫の世代のずっと先までを言います。こちらは、下水道施設の整備・改良に使うお金が挙げられます。整備された下水道施設は、長期間に渡って汚水処理を行い、また、これらの施設の整備・改良のために借りた企業債による収入やその償還金も、資本的収支に分類されます。それでは、予算をなぜ二本立てにするのかということで、下水道施設の整備・改良には多額の資金を必要とします。その改良に要した経費を建設した年度に一括して費用にしまうと、その年度だけ巨額の赤字が発生することとなり、1年間の正確な利益が算出できません。このため、1年を超えて将来のために使うお金を資本的収支として整理し、現在のために使うお金である収益的収支とは区別することが、地方公営企業の経理において重要な決まりになっています。4ページをお願いします。公共下水道事業の収入と支出についてとなります。令和2年度の状況です。収益的収入の種類は表にあります通り、一般会計繰入金や下水道使用料収入となります。先ほど、A委員さんからご質問がありました通り、こちらの収入については半分近く46.2%が一般会計からの繰入金、30.9%が皆様から頂く下水道使用料収入となります。続いて収益的支出ということで、内容につきましてはご覧のとおりです。グラフの通りとなりますが、6割近くを占めるのは「減価償却費」という現金支出を伴わない費用になります。それ以外の支出では維持管理等経費、支払利息の割合が高くなっています。続いて6ページをお願いします。資本的収入のご説明になります。こちらは下水道施設の建設や改良を行うための財源となる収入です。企業債が全体の6割を占めており、次に一般会計繰入金、国庫補助金となっています。7ページになります、資本的支出になります。こちらは下水道施設の建設や改良、企業債という借金、その企業債の償還にかかったお金をいいます。資本的支出で支払われた費用は後には減価償却費として、収益的収支に費用として計上されます。続きまして8ページをお願いします。借金はどのくらいあるの？ということで、大町市の下水道事業は、平成の初頭から処理場整備や管きょ工事を実施し、工事はほぼ終了しています。しかしその財源として企業債の借り入れを行ってきておりますので、企業債残高の推移はグラフの通りとなりますが、下水道施設の工事には多額の費用がかかることから、企業債元金の残高は令和2年度末で約79億3,200万円です。なお、令和2年度は約6億6,200万円の元金を償還しました。また、元金償還のピークは、令和4年度の約6億9,500万円で、

その後減少していきませんが、処理場施設の機械設備を中心とした更新が令和5年度以降予定しているため、新たな企業債の借り入れを行って、施設の改良を予定しております。

お客様係長：続いて9ページの有収水量と下水道使用料収入の推移ということで、下にグラフを示してございます。青い棒グラフが有収水量、オレンジの折れ線グラフが料金収入をそれぞれ表しています。有収水量とは？ということで、汚水処理をした水量のうち、使用料収入の対象となった水量のことを言います。例年、低減してきているということで、毎年、毎年、人口減少に伴って減少してきておりましたが、令和2年度につきましては、有収水量、それから料金収入ともに前年度よりプラスになっております。理由につきましても再三お伝えしてきておりますけれども、大型宿泊施設の開業や、新型コロナウイルス感染対策による外出機会の減少等によって有収水量が増加したものと分析しています。続きまして10ページになります。汚水を処理するための経費ということになります。汚水を処理するためにかかる経費は、大きく分けて「減価償却費」「維持管理等経費」「支払利息」の3つが挙げられます。汚水1m<sup>3</sup>あたりの処理原価ということで、算出方法が四角で囲ってありますが、汚水処理にかかる費用÷有収水量となり、これになぞらえますと、大町市では1m<sup>3</sup>あたり398.8円、約400円かかるといった計算になります。そのうち減価償却費が42.4%にあたる168.9円、それから維持管理等経費が34.9%にあたる139.3円、支払利息は22.7%にあたる90.6円、それぞれ円グラフのとおりでございます。それから減価償却の説明でございますが、下水道施設の1年間の資産価値の減少分を表してあります。※として、減価償却費からは長期前受金戻入分を控除しています。それから維持管理等経費でございますが、これは下水道施設の日々の運転管理・保守や、上下水道課に勤務している職員の人件費等に係る費用ということでございます。支払利息は企業債の利息といったものでございます。減価償却費が全体の約4割を占めておりますことから、下水道施設の建設や改良には、多額の資金が必要になることがグラフからも読み取れるかと思えます。続いて11ページ下水道使用料の比較でございます。大町市の下水道使用料は他の自治体と比べてどうなのか、といったことを表にしております。①長野県内19市でどうかといったところでございます。赤く囲ったところが大町市になりますが、基本水量10m<sup>3</sup>で、基本料金から見ますと数字が4位となっておりますが、料金が低い方から4番目という意味でございます。基本料金だけを見ますと、全体の4番目として高いのですが、これが10m<sup>3</sup>使用した場合は、0でも10でも同じ料金なので、10m<sup>3</sup>使用した場合は11位、それから、20m<sup>3</sup>使うと7位に浮上するといったことで、極端に高い料金ではないのかなといったことが読み取れるかと思えます。それから大北関連でございますけれども、ほかの4町村と比べまして基本料金で4位、10m<sup>3</sup>使用でも4位、20m<sup>3</sup>使うと3位といったことで、こちらも安定した数字ということが読み取れるかと思えます。今までの分は公共下水道関係となり、公共

と特環を合わせた順位になります。それから下が農業集落排水事業ということで、社南部と八坂の使用料についての順位でございます。こちら16市ということで、16市中、基本水量10m<sup>3</sup>については5位、10m<sup>3</sup>使用すると12位、20m<sup>3</sup>使用すると8位といった順位になるということでございます。下水道使用料の比較と経営成績については以上でございます。

経営係長：続きまして12ページをお願いします。こちらの内容につきましては、先ほどの経営戦略の内容と同様となりますので、省略させていただきます。

事務局：続きまして、9番目の減価償却費と長期前受金戻入についてご説明をいたします。資料14ページをご覧ください。昨年の水道の審議会でも同じ説明をしておりますが、今回もご説明させていただきます。

(1) 減価償却費とは？です。減価償却費とは、時間の経過により処理場の建物や下水道管等の資産の価値が減少した分に相当する金額を、費用として計上するものです。下の絵にございますけれども、たとえば110万円で買った車を20万円ずつ減価償却をしますというような手続き、それを減価償却といまして、それによって計上される費用のことを「減価償却費」と言います。

15ページの(2) 長期前受金戻入とは？です。長期前受金戻入とは、減価償却費に対応して発生する、現金収入を伴わない帳簿上の収益のことです。先ほどの減価償却費の例で説明すると、110万円で車を購入した際に、親から50万円の出資、補助があったとします。この車は「110万円の価値のある資産」であり、この110万円は前述の減価償却で述べたとおり、耐用年数に応じて順次償却、費用化されていきます。長期前受金戻入とは、車の出資金、親から頂いた補助金、つまり購入する際の財源である50万円についても耐用年数に応じて戻入、収益化するという、減価償却と対を成す経理のことです。またその性質として、現金の収入を伴わない収益であることが特徴でございます。下水道事業では、国や県からの補助金や、受益者負担金等の工事負担金、あと一般会計からの繰入金、一般会計繰入金は資本的収支で受け入れた収入のみとなりますが、そういった財政からの負担について、一般会計繰入金の長期前受金に計上するというような手続きが取られます。前回の審議会において課長から説明いたしました、過去の一般会計繰入金の長期前受金、その一括計上につきましては、この処理をしていなかったものであります。続いて、16ページをご覧ください。令和2年度の公共下水道事業会計の損益計算書です。営業収益の下水道使用料は3億5,400万円余りで、令和元年度より1,150万円増加しました。営業費用の管路施設管理費は、マンホールなどの材料費、修繕費です。2番目の処理場施設管理費は、主に維持管理に係る委託料です。接続促進費は、接続促進の向上のお話にもありましたが、接続促進に係る人件費や、アンケート調査を行ったときの通信運搬費などの費用です。総係費は、下水道事業に携わる職員の人件費や、電算使用にかかる費用などの各種事務経費でございます。資産減耗費は、資産の除却の際に発生する費用です。営業外収

益は主に他会計補助金、収益化された長期前受金戻入です。営業外費用は主に支払利息です。5番目としまして特別利益は、過去の長期前受金戻入を一括計上したことによるもの、6番目の特別損失は、漏水などによる過去に徴収した下水道使用料を還付したものが19万円ほどと、過去の長期前受金戻入の一括計上とともに今回原因・調査する中で、国庫補助金等の帳簿の不整合が見つかり、それらも一括修正したことによるものが6,600万円ほどございました。当期純利益は3億3,400万円ですが、特別利益、特別損失で計上した長期前受金などの処理以外の、通常の事業活動による純利益は1億8,084万円余となりました。続いて17ページをご覧ください。貸借対照表でございます。最初に資産の部、固定資産ですが、構築物は主に下水道管です。機械及び装置は、ポンプや汚水処理に係る機械設備類です。投資有価証券とありますけれども、低金利で定期預金に預けても利息が低額ということで債券運用を行っており、現在も保有しております。18ページ流動資産です。下水道会計で保有している現金預金は3億円、未収金は6,000万円余りありますが、3月31日の段階で、使用料や国庫補助金などの国や県からの未入金分などが主なものになります。負債の部、固定負債です。企業債は1年以上先に返済予定の債務、退職給付引当金は今まで下水道事業に在籍した職員の退職給付引当金、流動負債の企業債は1年以内に返済する債務です。次に繰延収益です。19ページの上の方ですが、国庫補助金や、資本的収支で受け入れた一般会計からの繰入金は、一旦負債に計上し、順次収益化をするようなルールになっております。長期前受金は、今まで受け入れた累計額になります、それが88億ほどございます。下段は収益化累計額とありますけれども、これは損益計算書の営業外収益に記載のあった長期前受金戻入の累計額になります。次に資本の部です。資本金は18億円余りあり、減債積立金は1億円程ございますが、積立金は資本的収支の補填財源に用いております。最後に20ページのキャッシュフロー計算書です。業務活動、投資活動、財務活動の3つの分野における、期首である4月1日から期末である3月31日までの1年間のキャッシュフローを表したものです。最後に用語集になりますけれども公営企業に係る事柄、下水道事業に関係する用語が列記されてございますので、ご覧いただければと思います。私からは以上でございます。

会長：はい、以上で収支及び経営状況についての説明が終わりました。非常に決算書のところがスピーディーに説明されまして、分かりにくかった点もあろうかと思いますが、何かご質問ありますか。

E委員：2ページの下の方の決算とは？というところの、(2)の令和2年度の収益収支13億6,800万円、支出が10億3,400万円とあるのですが、4ページの円グラフがあって、そこから7ページまで様々な収入とか支出が載っていますが、2ページの金額と合わないのですが、この数字の違いというのは何ですか。13億6,800万円、4ページになると11億4,800万円となって

いて収入と支出があっていない。唯一あっているのが、収益的収支の3億5,800万円、それだけしかあっていない。この違いは何ですか？

事務局：お答えします。まず一つは特別利益、あと特別損失を計上したとご説明をいたしましたけれども、その辺の数字が4ページであれば、その辺が加味されていませんから数字が違うと思います。内容を再度点検させていただいて、3回目の審議会でお答えをさせていただきます。申し訳ございません。

会 長：はい、よろしいですか。ほかに何かご質問はありますか。

F委員：17ページですが、投資有価証券となっているのですが、どのようなことに使うのですか。

事務局：はい、お答えさせていただきます。投資有価証券となっておるのですが、東京電力パワーグリッド債という社債を購入しております。5年、10年、15年後の、当時三つで一番利回りのいい15年物、年1.45%を購入して運用してございます。なお9月30日現在、およそ1,700万円の価値が上昇しているというような状況でございます。以上です。

会 長：はい、ほかに何かご質問ありますか。

先ほどE委員の質問は、3億3,400万円の純利益で、実際はこの経常利益の1億8,100万円というのは実際の特別損益のところはあったので。

事務局：その通りでございます。

会 長：実際には3億3,400万円はなかったということですか。

事務局：そうですね。先ほども説明しましたけれども、特別利益と特別損失が多額に計上されているものですから、実際の経常利益は通常のご指摘の数字であります。

会 長：次回詳しくお願いします。ほかに何か質問ございますか。

(特になし)

それでは次に、(3) 今後の事業計画及び収支計画の見通しについて説明をお願いいたします。

### (3) 今後の事業計画及び収支計画の見通しについて

下水道施設係長：それでは、審議資料1の17ページを説明させていただきます。

2.5 公共下水道事業の経営方針についてご説明したいと思います。当市の公共下水道事業は、平成8年度の供用開始以降、市街地等の住宅密集地を中心に

生活排水を処理し、公衆衛生の向上と河川等の公共用水域の水質改善に大きな役割を果たしてきました。しかし、人口減少や水洗トイレ等の節水型機器の普及等により、有収水量は今後も減少していくものと予測されます。また、水洗化率も70%台前半を推移しており、このままのペースで行くと10年後にようやく70%台になると予測されます。高齢者世帯等、接続が困難な世帯もありますが、浄化槽設置世帯に主眼を置いた戸別訪問等による接続促進を行います。処理場施設や機械設備、管きょについては、ストックマネジメント全体計画に基づき、個別の施設等の劣化状況を見極めながら、計画的な改修を進めます。今後も適切な維持管理を行い、持続的かつ安定的な下水道サービスの提供に努めて行きます。

次18ページです。2.6公共下水道事業の投資・財政計画につきまして、前項までに整理した公共下水道事業の現況と分析に基づき、予測した向こう10年間の水洗化率等のシミュレーションや経営方針をもとに、公共下水道事業の投資・財政計画を示します。①公営企業会計の基本的な考え方ですが、公営企業は基本的にインフラ事業としての性質が強いため、初めに処理場建設や管きょ整備といった投資を行い、その後複数年度にわたって下水道使用料により投資の回収を行い、汚水処理の公的な便益が認められる経費の一部を、一般会計からの繰入金で賄うという会計構造になっています。つまり、今後の投資額を定めることが、将来の収支を確定させるために必要不可欠となるため、まず事業計画をもとに各年度の投資額を算出し、次に投資により発生する収入、及び維持管理等の費用を試算します。なお、公営企業会計の予算は下表のとおり、地方公営企業法により次の2つに区分されます。収益的収支、3条予算とは、先ほどもありましたが、使用料収入や維持管理費といった損益取引に関連するものを言います。資本的収支、4条予算とは、投資と財源、企業債償還などの資本取引に関連するものを言います。このうち資本的収支予算は、予算制度の関係上、企業債元金の償還金が支出に計上されるため、必然的に収入より支出が大きくなり、現金が不足するのが一般的です。この不足額を補うためには「補填財源」が必要になります。この補填財源には様々なものがあり、主なものとして「損益勘定留保資金」があります。次は19ページをご覧ください。②資本的支出、投資の考え方についてご説明いたします。資本的支出の主なものには、建設改良費、企業債償還金等がございます。建設改良費とは、大町浄水センターに流入している大町処理区と仁科三湖処理区については、令和2年度にストックマネジメント全体計画を策定しましたので、令和3年度は、汚水管きょやマンホールポンプ場、処理場の耐用年数や劣化予測等を詳細に調査します。なおストックマネジメント全体計画では、一定額の予算制約を設けながら劣化の進行度合い、健全度と、費用とのバランスを勘案して、工事などの事業を見込んでおります。また、常盤処理区については、ストックマネジメント全体計画の策定が未着手であるため、概算の更新費用を見込むこととします。管きょ整備については、宅地造成に伴う管きょ整備が年間数件あることから、過去の実績に基づき計上することとします。次の企業債償還金についてですが、過去

に借り入れた企業債の残高は、公共下水道事業全体で、令和2年度末において79億3,200万円あります。令和2年度から令和4年度にかけて償還のピークを迎えており、毎年約8億2,000万円の元利償還金を支出しています。令和5年度以降は徐々に減少していきませんが、今後の施設改修によって新規借入をせざるを得ないため、今後の借り入れを見込んでいます。③資本的収入、投資財源の考え方についてご説明いたします。資本的収入につきましては、国庫補助金、受益者負担金、区域外分担金、それから工事負担金などがございます。国庫補助金とは、事業費のうち国庫補助金充当可能額を満額計上します。算出するにあたっては、現行の「社会資本整備総合交付金」制度が存在することを想定しています。受益者負担金、区域外分担金は、管きょ整備が概ね完了しているため多額の収入はありませんが、毎年、宅地造成等に伴って下水道が使用できる土地が少しずつ増えています。また下水道区域外であっても、汚水管きょが隣接する道路等に埋設されていて、下水道に接続を希望するケースにつきましては、区域外分担金を徴収しています。これらの見通しを立てることは非常に難しいため、過去の収入を参考に算出することとします。次に工事負担金ですが、当市で考えられる工事負担金は、道路改良工事に伴う公共ます移設工事等です。令和2年度から令和3年度は国道148号、それから県道長野大町線の道路改良工事などが公共ます移設工事がございます。これらについても予測ができないため、過去の収入を鑑み一定額を計上することとします。そのほか資本的収入や企業債、それから一般会計繰入金がございますので、またご覧いただきたいと思えます。

それでは、次に23ページをご覧ください。今までに説明しました考え方を基本としまして、投資事業計画ということで立ててございます。大町浄水センターにつきましては、令和2年度にストックマネジメント事業全体計画ということを行いました。それは、悪いところを順番に並べまして、優先するところをやっつけようというものでございます。一番下のところにPE、PM、Cというローマ字が書いてございますが、PEというのがプラント系電気設備工事、要するにプラントを直す電気設備工事のことをいいます。PMというのは機械設備を伴う工事のことを言います。Cが土木工事の略となります。それからその下のAE、AMと書いてございますが、これは建築確認を伴います電気設備工事、照明などになりますが、それからAMは建築系機械設備ということで、これも建築確認が必要な機械の換気扇などの工事を示しております。令和4年度ですが、上のところにこれらを行うための実施設計ということで5,000万円を、今のところの予算ですけれども見込んでおります。それから令和5年、令和6年、令和7年、令和8年、令和9年、令和10年までということで、その下の段に更新にかかる金額等を入れてあります。詳細につきましては、その下に棒グラフがありまして、例えば、令和5年には汚水設備、汚水ポンプ設備、それから汚泥脱水設備というような形で記載してあります。その数値を足し上げたものが上の数字になっております。今年度、この10年度まで書いてありますが、詳細の設計を今やっております、この内容については、今後変

わっていく可能性はございます。それから、先ほど言った表の中段から下あたりに雨水きょという話が出ました。それが旭町水門撤去設計、撤去工事ということになります。雨水きょにつきましては、阻害するものがあると、水がバックウォーターしてしまいます。旭町水門は、相模組の倉庫の裏にございます。水門を大きな川に落としておくと、上流で水が溢れてしまいますので、その撤去工事について再来年で検討していくようになります。ただし、この水門は農業用の受益のため、それから地元の方は生活排水のための揚水路へ水を流すための役割も担っており、その用水の補償を今後、考えなければいけないということもございます。それから、松川浄水苑ストックマネジメントということで、その下にありますけれども、これにつきましては来年度以降、松川村が主体となりまして、浄水センターそれから管きょ工事も併せたストックマネジメント事業というものを行います。ストックマネジメント事業と申しますのは、下水道法の改正に伴いまして5年おきに施設の見直しをかけて、かかる経費を減らしていくという、下水道の施行令の改正に伴って行う事業になります。説明は以上になります。

事務局：続いてその次のページ、25ページ以降について、私の方から将来の投資・財政計画について、ご説明をさせていただきます。なお、25、26ページについてご説明させていただきますが、27、28ページ、29、30ページにつきましては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の個別の投資・財政計画となっております、それらを合算したものが25、26ページの公共下水道事業会計の資本的収支の投資・財政計画となっております。

それでは、25、26ページの投資・財政計画についてご説明をいたします。企業債について、23、24ページの投資事業計画に関連をしております。令和4年度は2億4,100万円、5年度は3億3,000万円余となっております。また、資本費平準化債とありますが、これにつきましては、償却資産の耐用年数と、企業債の償還年限が異なることによる現金不足を補うことを目的としております。下段にあります資本的支出の企業債償還金は、今まさに償還のピークに差し掛かっております。このため資本費平準化債につきましては、毎年度1億8,000万円から5,000万円程度を資金の収支の状況の様子を見ながら借り入れる予定でシミュレーションをしております。次に、他会計補助金です。一般会計繰入金を、資本的収支として受け入れる繰入金となりますが、国が示す繰入基準で元金相当分、あるいは元金償還の55%を一般会計から繰り入れることとなっております、これら過去に借り入れた企業債の一部となりますが、資本的収入の他会計補助金に繰り入れてございます。続いて国、都道府県補助金です。記載してある数値につきましては、すべて国からの補助金でございます。県からの補助金はございません。先ほどの投資事業計画の国の補助対象となる事業23ページの下から4番目の管路整備・公共樹建設改良費以外の事業は、国の補助金対象となる見込みです。補助率は事業費の2分の1を算定しております。次に資本的支出の建設改良です。当初事業計画とリン

クしておりますけれども、このうち職員給与費につきましては、建設改良に係る職員の1年分の人件費を算定してございます。続いて企業債残高でございます。令和3年度では、72億円余りの企業債残高がございました。令和13年度につきましては、36億円余りということで半減する見込みであります。最下段になりますが、他会計補助金、一般会計繰入金の数字でございます。主に企業債の償還にかかる繰入金であり、使用料で賄いきれない部分を一般会計から負担しております。企業債償還金が減るとともに、少しずつではありますが、繰入金の方も減っていくこととなります。続いてページ飛びまして、収益的収支のご説明をいたしますので、31、32ページをご覧ください。先ほどと同じですけれども、33、34ページと35、36ページは、資本的収支と同様に、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の個別の投資・財政計画となっております。それらを合算したものが、これから説明いたします、公共下水道事業会計の収益的収支の投資財政計画となっております。まず収益的収入です。料金収入につきましては、現行の料金水準で算定をしております。有収水量の減少とともに徐々に減収をしていく見込みでございます。次に他会計補助金です。算定方法としましては、企業債償還金から先ほどの資本的収入でご説明した、一部の企業債の償還を差し引いた部分と、接続促進にかかる経費の2分の1、それと児童手当などが繰り入れの対象となっております。続きまして、収益的支出でございます。職員給与費については、現行の職員体制を維持したとして算出してしております。また経費につきましては、材料費・修繕費・委託料・負担金などを計上してございます。なお、物価の上昇分なども考慮をして計算をしてございます。減価償却費につきましては、令和5年度まで減少していきますけれども、これは償却期間が終了したようなものが増えてくるというような形なのですが、今後、施設の設備等の更新を行った後、令和6年以降から徐々に、また上昇に転じるというように見込んでおります。それと支払利息につきまして、管きょ整備を盛んに行っていた平成初頭の高い比率の企業債償還が終了することから、徐々に減少していく見込みとなっております。当期純利益につきましては、1億円程度見込めるものとしており、おおむね収支均衡はとれるものと見込んでおります。以上が、公共下水道事業会計の投資・財政計画であります。

次に、農業集落排水事業の収支計画についてご説明をさせていただきます。51、52ページをご覧ください。こちら、53、54ページそれと55、56ページにつきましては、それぞれ農業集落排水事業と小規模集合排水処理事業の個別の投資・財政計画となっております。それらを合算したものが51、52ページの農業集落排水事業会計の、資本的収支の投資・財政計画となっておりますので、51、52ページの資料を用いまして、説明をさせていただきます。農業集落排水事業の資本的収支に係る建設改良は、今のところ見込んでいません。主なものとして、資本的収入では他会計補助金の企業債償還に係る繰入金に対して、資本的支出では企業債償還金が主なものとなっております。企業債償還金につきましては、令和11年以降1,000万円を見込んで

おりまして、企業債残高についても令和4年度は2億6,400万円ございますけれども、令和13年度には1,700万円まで減少する見込みでございます。最下段の他会計補助金の表でございますが、企業債残高が減少するとともに、他会計補助金も減っていく見込みですが、資本的収支の基準内繰入に数字が入っております。これは使用料を公共下水道事業と同率としているため、維持管理費を使用料収入だけでは賄いきれないということから、国が示す繰出基準とは別に、基準外として一般会計から繰り入れているものでございます。続いて収益的収支のご説明に入ります。57、58ページをご覧ください。こちら59、60、61、62ページにはそれぞれの個別の投資・財政計画となっております、それらを合算したものが57、58ページのところの投資・財政計画となっております。57、58ページでご説明をさせていただきます。収益的収入の料金収入につきましては、人口減少とともに、有収水量も減少していくものと見込まれることから、公共下水道と同様に減収する見込みとしております。補助金のうち他会計補助金につきましては、算定方法は公共下水道と同じなのですが、先ほどご説明した国の示す基準とは別に、基準内の繰入金がここに含まれています。収益的支出の経費ですが、大規模改修は今のところ見込んでおりませんが、日々の維持管理費の中で、例えば処理場施設の部品の交換等、比較的小規模な修繕は発生することが想定されることから、それら少額を見込んでおります。その他につきましては、維持管理に係る委託料でございます。支払利息につきましては、公共下水道と同様に、平成初頭に高い利率の企業債償還が終了することから、減少していく見込みでございます。当期純利益でございますけれども、黒字は維持できるものと見込んでございます。私からの説明は以上でございます。

会長：はい、ただいまは今後の事業計画及び収支計画の見通しについて説明をいただきました。これについて質問をお受けいたします。

事務局：よろしいでしょうか。すみません質疑のところでは恐縮でございます。

先ほどE委員から審議資料2のところの2ページの決算の数字と、4、5ページ、7ページの数字が違うのではないかとのご指摘をいただきましたので、間違えてしまったのかなと思いましたが、私の手元に決算書を確認したところ、やはり2ページのところでは、それぞれ13億6,800万円と10億3,400万円につきましては、先ほどの特別利益と特別損失が含まれていたというのと、下段の下から3段目のところですが、財源として3億5,800万円の収入に対して、7億5,700万円の支出があり、となっております、この7億5,700万円の説明が不足しております、誠に申し訳ございません。これは消費税込みの金額でございます、消費税を抜いた部分が7ページでございます7億4,969万2,111円というようなことございました。誠に申し訳ございませんでした。

会 長：はい、ありがとうございました。

先ほどの特別損益と損失の部分の説明は、他の皆さん分かっていないような気がするのですけれども、前にどこかで説明していただきましたか。私は課長から説明を受けたので、なんとなくわかっているのですけれども。

課 長：はい、第1回目の審議会の中で審議に入る前に、議会でご説明させていただいた、1枚紙の説明資料を使って、過去6年間の資本的収支に入りました一般会計の繰入金収益が収益化されていなかったことから、令和2年度の決算において、一括して収益的収支へ計上いたしました、とその金額が6年間分でもここにも出てきました2億1,900万円程度、これが特別利益として計上いたしました、という説明をさせていただき、これについては、過去の6年間に補填財源として使ってきましたことから特別損益に計上し、資本費に組み入れるということになるということで、そのようなところを細かく説明をさせていただいたところですよ。

E委員がおっしゃった2ページに出てきております、令和2年度の純利益は約3億3,400万円が、この特別利益を控除いたしますと、先ほど担当がお話した1億8,000万円程度だというのが本来の純利益だったということとなります。以上です。

会 長：はい、ありがとうございました。よろしいですね。

E委員：言っていることはわかります。ただし、資料としては間違っていると思います。資料としては2ページの令和2年度の決算の数字と、4、5、6、7ページの数字が決して合うわけではないので、訂正が必要だと思います。

課 長：はい、おっしゃる通りでございます。公営企業の決算についても、このような税込みと税抜きで表してありまして、数字としてはこういう表現にさせていただきます。補足として2ページについては、税込みの金額であるということと、6ページ、7ページのそれぞれの表にあるものにつきましては税抜きの金額であると、決算書の数字で表現させていただいたところなので、2ページの所の補足をつけさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

E委員：それではこの資料をそのままいくということですね。例えば2ページの上の、収益的収支は税抜きとわざわざ書いてありますよね。下の資本的収支には何も書いていない。非常に分かりづらくて、かつ、この資料を見て「なんだこれ」と思う人がいるはずだと思うので、抜いたら抜いたで、合わせてあればわかる話ですけれども、抜いてあるやつと無いやつと、税抜きと税込みとわざわざ何でそのようなことしないといけないのか、ここの資料を税務署に出すわけではないので、説明に沿ったものでないと資料としては極めて不具合なものだと思うのですけれども。

課 長：はい、今のE委員のご指摘通りです。私も議会等に出している決算書の表記で示してあるというご説明で申し訳なかったのですが、今回分かりやすい資料を提供して、議論いただくということを考えれば、表現の仕方、決算で用いる見方というよりも、分かりやすい見方で修正をさせて頂きたいと思います。大変申し訳ございません。

会 長：はい、それではそのようによろしく願いいたします。他に何かございますか。

D委員：すみません確認なのですが、この（２）の令和２年度の決算はどうだということに対する表現自体は間違っていないということですよ。決算から見れば。

課 長：はい。

D委員：そうすると、只今ご指摘のあった表現については、上の令和２年度の決算はどうだったのかという書き方だと、決算はどうだったのかというと、それは決算通りでないとおかしいので、この上の（２）の部分で、決算はどうだったのかという表現じゃなくすことしかできないと思うのですが、そういう方式でよろしいでしょうか。

課 長：はい、今のD委員さんのおっしゃった通りで、令和２年度の決算はどうだったのか、という税抜きという注意書きが落ちていたのですが、決算の表現はこちらの通りなのです。（２）の決算はどうだったのかということではなく、その表現も工夫してみます。決算を用いた結果はどうだったのかとか、いい表現を検討しながら、お示ししたいと思います。よろしいですか。

D委員：それと、資料で言えば経営戦略（案）とともに公表される資料でしょうか。

松宗課長：はい。

D委員：はい、ありがとうございます。

会 長：はい、ほかに何かありますか。

（特になし）

ないようですから、以上をもちまして本日の審議を終了いたします。本日は非常に中身がたくさんあって、皆さんお疲れのことと存じますが、誠に最後までご協力ありがとうございました。

## 6 その他

### (1) 次回開催日について

課 長：はい、会長はじめ委員の皆さんにおかれましては、今のお話の通り長時間にわたりご審議ありがとうございました。

次回は、今回後半でお話し説明しました、ここ10年間の収支見込みにつきまして、今回より細かく、料金改定期間である3年間を抜き出して、なおかつ雨水計画、雨水にかかる経費については、下水道の使用料対象とならないものですから、そういったものを控除したうえで、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局のほうから、その他ということをお願いがございます。次回開催につきましてですが、前回の全体の行程の中でもお示しましたが、12月に予定しております。現在、事務局のほうで会場が空いている日程につきましては、12月のクリスマス前23日の木曜日、それから27日の月曜日、その二つのうちどちらかでしょうか。24日はクリスマスで繁忙期間というお話がありまして。時間は午後2時から予定しております。

(「23日がいい」との声)

只今23日というご意見がありましたけれどもよろしいですか。23日木曜日、午後2時から、場所は東中会議室です。改めてご案内をさせていただきます。

### (2) その他

課 長：それでは事務局からその2ということ、一つ提案といたしましょうか確認させていただきたい点がございます。

昨年開催をいたしました水道料金の審議会、昨年は4回行っております。その議事録等について、ホームページ等で公開したいということで、今考えておるところです。その4回開催した内容に加えて、議事録の方も公開しようと考えておりますが、これについて委員の皆さんから何かご意見等ございますか。最初に情報公開の開示でご確認をした、委員の皆さんについてはAさん、Bさん、Cさん、という名前で議事録が載るような形になり、事務局は役職名で記載するという形になります。原則には情報公開というか、市民の皆さんに公開する立場から考えておりますが、どうでしょうか。

C委員：それは今回からということ。今まではなかったのですか。

課 長：今まではやっていなかったです。ほかの事業体ではホームページにて、このような会議の記録をオープンにしているというところが多いので、今回から試みようと思っており、原則、資料や会議録を公開したいと考えておりますが、次回までにお考えいただいてもいいと思います。次回、方向性についてご意見をいただければと思います。

会 長：何か公開することについてご意見ありますか。

課 長：補足になりますが、公文書公開という手続きを経て、資料請求をされた方には、これまでも資料や会議録など、公開すべきものは公開してきております。ただし、ホームページに掲載するのは今回から行っていこうと考えております。

会 長：このことは次に持ち越すこともない、この場で決めればいいことですが、皆さんいかがですか。もちろん公開することも、当初から条件でこの審議会やっておりますので、私はホームページに載せても問題ないと思っております。よろしいですか、皆さん。

（意見の声なし）

はい、そういうことです。

課 長：はい、まとめていただき、ありがとうございます。それでは昨年度分については準備ができ次第、掲載をさせていただきます。現在ご審議いただいております下水道に関する審議会については、すべての審議が終わってから公開する形になります。このことは、第1回審議会でもお諮りしましたが、審議途中については議論の妨げにならないよう、すべて終わるまでは公開しないということになっておりますので、そのような取り扱いにさせていただきます。

事務局からは以上ですが、最後に、全体を通して何か委員の皆さん、会長さん、何かございますでしょうか。

会 長：はい、今回の審議内容ですが、ちょっと時間が長すぎたので、もう少し区切りのいいところで、内容を2日に分けて別日にするとか。2時間半くらいになると、委員の皆さんも厳しいと思います。今回は、これ以上短くすることはできなかつたと思うのですが、今後はその辺の調整をお願いします。

課 長：はい、大変申し訳ありません。2回目はボリュームが大きくなると事務局も思っていたのですが、今後は長時間にならないように内容を分け、別日にするなどの工夫をし、配慮をさせていただきます。大変申し訳ございません。

## 7 閉会

課 長：それでは、長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして、第2回の上下水道事業経営審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

《閉会 午後4時32分》